

公益財団法人山梨県健康管理事業団
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び適用範囲)

- 第1条 この規程は、公益財団法人山梨県健康管理事業団（以下「この法人」という。）の定款に基づき、役員等の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とし、併せて「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」並びに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下「認定法」という。）の規定に従って透明性の確保を図ることとする。
- 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
 - 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいい、それ以外の役員を非常勤役員という。
 - 使用人を兼務する役員とは、この法人の職員であって、この法人の理事を兼ねている者をいう。

(非常勤役員等の報酬)

- 第2条 非常勤役員の報酬は、次の各号に定めるとおりとする。
- 代表理事が非常勤の場合には、理事会の承認を得て定めた報酬を支給することとし、その年間総額は別表に定める額を上限とする。
 - 前号の役員以外の非常勤役員に対しては、会議に出席し、あるいは職務に従事した日1日につき、別表に定める額を支給する。
 - 評議員に対しては、会議に出席し、あるいは職務に従事した日1日につき、別表に定める額を支給する。
- 2 非常勤の役員等のうち、山梨県の常勤の職員にある者には支給しない。

(常勤役員の報酬)

- 第3条 常勤役員には、別表に定める金額を上限として役員報酬を支給する。
- 常勤の役員のうち、使用人を兼務する役員については、役員に対する報酬は支給しない。
 - 常勤役員の報酬の支給日は、職員給与の支給の例によるものとする。
 - 常勤役員への就任又は退任が月途中の場合は、報酬月額を日割りで計算し支給する。なお、日割りの計算については職員給与の例によるものとする。

(費用)

- 第4条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。
- 常勤役員には、職員の例による通勤手当を支給する。
 - 役員等の出張旅費については、この法人の旅費規程を準用する。

(公表)

- 第5条 この法人は、この規程をもって認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準とし、公表するものとする。

(改正)

- 第6条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

(補則)

- 第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

- この規程は、公益財団法人山梨県健康管理事業団の設立の登記の日から施行する。

別表

役職等	報酬の額
常勤役員	年間総額 500万円以内
代表理事が非常勤の場合	年間総額 30万円以内
上記以外の非常勤役員	1万円
評議員	1万円